

宮城県女川町災害廃棄物受入れに関する住民説明会

平成24年4月14日

西多摩衛生組合

宮城県女川町災害廃棄物受入れに関する住民説明会

1 日 時 平成24年4月14日(土)午後7時00分

2 場 所 フレッシュランド西多摩ふれあい館(集会施設)

3 出席者 瑞穂町

田辺住民部長

臼井環境課長

東京都環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課 今井課長

東京都環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課災害廃棄物処理支援担当 荒井係長

西多摩衛生組合

加藤事務局長

島田参事

松澤業務課長

石川施設課長

岩田総務課長

宮城県女川町災害廃棄物受入れに関する住民説明会次第

- 1 開 会

- 2 職員紹介

- 3 瑞穂町における女川町災害廃棄物の受入れの経緯について

- 4 女川町災害廃棄物の受入れについて
 - (1) 宮城県女川町の状況（DVDの上映）
 - (2) 被災地から都内清掃工場までの安全確認について
 - (3) 東京二十三区清掃一部事務組合の焼却結果

- 5 西多摩衛生組合の女川町災害廃棄物受入れ対応について

- 6 質疑応答

- 7 閉会

午後7時00分 開会

○岩田課長 説明会に先立ちまして主催者の方からお願いがございます。本日のこの説明会を記録をするために録音及び写真を何枚かとらせていただきたいと思いますので、ご了解をよろしくお願いいたします。

また、参加者の方で写真撮影、録音等をご希望される方につきましては、個人情報に十分注意をいただきましてお願いをいたします。

また、注意事項でございますが、後ほどの説明の中でDVDの上映がございます。最後に宮城県女川町の住民の方、3名の方が出演しております。この3名の方につきましては、説明会時の上映の了承は得ておりますけれども、説明会以外の上映については許可が下りておりませんので、撮影の方はご遠慮いただくようよろしくお願いいたします。

それでは、大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから宮城県女川町災害廃棄物の受入れに関する住民説明会を始めさせていただきます。

初めに、本日の説明会ですが、瑞穂町の在住、在勤、在学の皆さま、また西多摩衛生組合周辺の区域内にお住まいの町民の皆さまを対象といたしました合同の説明会となっております。

また、説明会の進行につきましては、お手元の資料をもとに初めに瑞穂町より災害廃棄物の受入れの経緯を、次に東京都によりまして安全性の確認を、最後に西多摩衛生組合から受入れ対応等につきましてご説明をさせていただきます。ご理解をいただく予定でございます。

それでは、早速次第に入らせていただきます。

最初に次第の2、職員紹介ということで、本日出席の職員を紹介させていただきます。

初めに、瑞穂町住民部田辺部長でございます。

○田辺部長（瑞穂町） 皆さんこんばんわ。住民部長田辺と申します。よろしくお願いいたします。

○岩田課長 同じく環境課臼井課長でございます。

○臼井課長（瑞穂町） こんばんは。臼井と申します。大変寒い中ご苦労さまです。

○岩田課長 続きまして、東京都の担当者の方でございますが、ご紹介をさせていただきます。

東京都環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課今井課長でございます。

○今井課長（東京都） 今井です。よろしくお願いいたします。

○岩田課長 同じく一般廃棄物対策課災害廃棄物処理支援担当荒井係長でございます。

○荒井係長（東京都） 荒井でございます。よろしくお願いいたします。

○岩田課長 次に、西多摩衛生組合でございますが、事務局長の加藤でございます。

○加藤事務局長 加藤でございます。よろしくお願いいたします。

○岩田課長 政策担当参事の島田でございます。

○島田参事 島田でございます。よろしくお願いいたします。

○岩田課長 業務課長の松澤でございます。

○松澤課長 松澤でございます。よろしくお願いいたします。

○岩田課長 施設課長の石川でございます。

○石川課長 石川でございます。よろしくお願いいたします。

○岩田課長 ほかに技術担当の職員が出席しております。

そして、最後に私、本日の進行役を務めさせていただきます総務課長の岩田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、これから説明に入らせていただきますが、ご意見、ご質問等は説明の後にお受けいたします

ので、よろしく願いいたします。

また、本日の説明会は質疑応答を含めまして2時間程度を予定をしております。多くの参加者の方がおりますので、質問につきましてはお1人につき1～2問程度ということでお願いをいたします。

なお、これ以後の説明につきましては、申しわけございませんが、着席のままの対応とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、次第の3、瑞穂町における女川町災害廃棄物の受入れの経緯につきまして、瑞穂町の田辺部長より説明をいたします。

○田辺部長（瑞穂町） それでは、着座にて失礼いたします。

本日は、土曜日の夜ということで貴重なお時間を割いていただきまして、また足元も悪く非常に寒い中ですが、住民説明会にご参加いただきまして大変ありがとうございます。

さて、本日でございます。後ほど説明の中にも出てまいりますけれども、去る2月16日に西多摩衛生組合周辺住民の代表で構成されております瑞穂町環境問題連絡協議会と羽村九町内会自治会生活環境保全協議会の役員の方々を対象に説明会を開催させていただき、女川町災害廃棄物の受入れについて既にご理解をいただいていることをご報告をさせていただきます。

それでは、次第の3になりますが、瑞穂町における宮城県女川町の災害廃棄物の受入れの経緯について説明をさせていただきます。

資料につきましては、スクリーンにも出ておりますけれども、見づらい場合もあるかと思っておりますので、お手元の資料の1をご覧くださいながらお聞き願えたらと思っております。

それでは、まず①でございますけれども、昨年4月11日に国、これは環境省でございますが、ここから記載のような調査が西多摩衛生組合にございました。この調査から国が災害廃棄物の受入れについて具体的に動き出したということになります。

②の東京都の関係ですが、「東京緊急対策2011」が策定されまして、その中で災害廃棄物の受入れの考えを示しました。また6月の東京都議会において都知事が所信表明の中で災害廃棄物を区市町村や民間と共同して受入れすることについて述べ、それに関する補正予算が全会一致で認められました。

これらの経緯を踏まえ、東京都環境局で災害廃棄物の受入れを円滑に進め、適正に処理することを目的とした事業スキーム、これは枠組みのことでございますが、これを構築いたしました。その後東京都は岩手県と宮城県、両県と基本協定を締結しております。

③、④、⑤に関することですが、まず都内市町村の清掃担当部署で組織されております東京都市町村清掃協議会の会議で東京都の事業スキームに参加するかどうかの検討要請が東京都からございました。これを受けて会議の中で事業スキームの参加の可否について協議がなされ、またそれぞれの市町村でも検討し、瑞穂町においても放射能の安全性の確認、瑞穂・羽村両協議会への説明、搬出先の確保等受入れに当たり前提条件はあるものの、東京都の事業スキームに参加し、受入れ態勢を構築していくことで意思決定をいたしました。

その後、⑥になりますが、西多摩衛生組合の正副管理者会議、これにつきましては青梅市、福生市、瑞穂町、羽村市の首長の会議でございますが、7月1日に開催され、東京都の事業スキームに参加し、災害廃棄物の受入れ体制を構築していく方向で意思決定されました。その後、西多摩衛生組合協議会議員全員協議会にも同様の報告がされました。

⑦になりますが、7月25日に開催されました東京都市長会と東京都町村長会の会議でも東京都の事業スキームに参加することにより災害廃棄物を受入れすることについて了承されました。また災害廃棄物の安

全性等の前提条件がクリアされた場合は、多摩地域の全市町村の総意で災害廃棄物を受入れすることにより被災地を支援していくことが確認されました。

⑧ですが、東京都市長会と東京都町村長会での確認を受けて、多摩地域で清掃工場やリサイクルセンター等の施設を有する市町村で構成されております三多摩清掃施設協議会と、先ほど申し上げました東京都市町村清掃協議会の合同会議におきまして、災害廃棄物の安全性については国や東京都が責任を持って説明対応を行うことや、東京都の事業スキームに参加し、被災地を支援することなどについて共通認識を持ったところでございます。また受入れに関する詳細部分を検討していく分科会を立ち上げることになりました。

これを受けて、⑨ですが、分科会に当たる東京都市町村清掃協議会災害廃棄物受入施設等協議会を立ち上げて、細部についての協議を3回実施いたしました。

次に、⑩ですが、先ほど申し上げました三多摩清掃施設協議会、東京都市町村清掃協議会合同会議の中で再度前提条件の確認を行っております。後ほど東京都からも説明があるかと思いますが、被災地での災害廃棄物の安全性等を確認しています。また具体的な受入れ施設ですが、発電施設を有する施設等の理由から多摩地域の七つの清掃工場が確認され、その中に西多摩衛生組合が入っております。住民説明会の実施が前提条件であることも確認されております。

これを受け、⑪でございますけれども、災害廃棄物の安全性が確認されたことから、瑞穂町としても受入れの意思決定をいたしました。多摩地域全市町村でもそれぞれの自治体で意思決定の手続きを行いました。

次に、⑫です。構成市町である青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町の意思決定を受けて、西多摩衛生組合正副管理者会議で西多摩衛生組合としての意思決定をしました。西多摩衛生組合での災害廃棄物の焼却について技術的な検討をし、安全に焼却できることを確認した上で受入れを決定いたしました。

⑬ですが、冒頭でも説明させていただきましたが、2月16日に西多摩衛生組合周辺住民の代表で構成されております瑞穂町環境問題連絡協議会並びに羽村九町内会自治会生活環境保全協議会の役員の皆さまを対象にして説明会を実施し、災害廃棄物の受入れについてご理解を得られたところでございます。

最後に⑭ですが、瑞穂町議会議員全員協議会、西多摩衛生組合議会議員全員協議会へそれぞれ報告しております。報告内容につきましては記載のとおりでございます。

このような経緯を踏まえまして、本日瑞穂町在住、在勤、在学の方を対象に説明会を開催させていただいております。

瑞穂町からの説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岩田課長 続きまして、次第の4でございます。

宮城県女川町災害廃棄物の受入れについてでございますが、初めに（1）宮城県女川町の状況につきまして、現地からのメッセージをまとめたDVDを上映いたします。

それではご覧ください。

（DVD上映）

○岩田課長 それでは、次に資料の（2）（3）につきまして、東京都の荒井係長より説明をお願いいたします。

○荒井係長（東京都） それでは、東京都環境局災害廃棄物処理支援担当をしております荒井の方から女川町災害廃棄物の受入れについて説明させていただきます。

大変恐縮ですが、着座のままで説明させていただきます。

説明の流れにつきましては、災害廃棄物受入れ事業の仕組みと、被災地宮城県女川町から都内までの災害廃棄物の流れ、東京二十三区清掃一部事務組合で実施しました試験焼却の結果、3カ月分の焼却結果などについて説明いたします。

次、お願いします。

まず初めに、東京都の災害廃棄物受入れ事業の概要について説明いたします。東京都は被災地の復興に向け災害廃棄物の受入れ処理をするに当たり迅速で効率的な事業の仕組みを構築いたしました。まず被災地、東京都及び東京都環境整備公社が災害廃棄物の処理を行うための基本協定を結びました。東京都環境整備公社とは、従来から都内自治体と連携して廃棄物事業に携わってきた財団法人です。

また、この財団法人東京都環境整備公社につきましては、今年度4月1日から公益財団法人東京都環境公社と改名されましたので申し添えます。なお、以降の説明につきまして公社と省略して説明いたします。

この三者の基本協定に基づき公社が都内自治体等と災害廃棄物の運搬、処理についてそれぞれ契約を結びます。この仕組みによりまして東京都は今回の女川町からの受入れ分を含めまして平成25年度末までの3年間で約50万トンの災害廃棄物の受入れを予定しております。

それでは、まず女川町の災害廃棄物の受入れに当たり、昨年9月に女川町が実施いたしました災害廃棄物の試験焼却の結果について確認しております。まず排ガスにつきましては測定項目全般を確認しておりますが、放射能の測定結果は表のとおりでございます。災害廃棄物の放射能濃度は1キログラム当たり133ベクレルでした。焼却灰の放射能濃度は現地の焼却施設で可燃ごみに災害廃棄物を20%混合して焼却した結果が1キログラム当たり2,300ベクレル、通常の可燃物ごみのみで焼却した場合は2,200ベクレルでございました。また混合焼却時も通常時も排ガスから放射能濃度については検出されておられません。

なお、いずれも国が定めました東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進にかかるガイドライン、通称広域処理推進ガイドラインの基準を満たす結果となっております。この結果を踏まえまして、東京都では女川町の災害廃棄物を受入れる方向で検討を始めました。

それでは、今回都内で受入れる女川町の災害廃棄物について説明いたします。まず東京都町村会及び東京都市長会で東京都のスキームへの参加をするための災害廃棄物受入れ体制を構築することが了承され、東京都は宮城県、公社と災害廃棄物処理に関する基本協定を締結いたしました。

なお、木くず等の可燃性廃棄物を平成23年12月から東京二十三区清掃一部事務組合が実施いたしました試験焼却分を含めまして平成25年3月までの間に都内自治体の清掃工場約10万トンを受入れる予定です。都内へは鉄道貨物で輸送いたします。

災害廃棄物の流れを簡単に説明いたします。津波の被害を受けました家屋を中心とした災害廃棄物は、まず仮置き場に集められ、その後廃棄物選別処理施設へ運ばれます。ここには災害廃棄物を分別したり危険物を取り除く選別エリアと、分別され災害廃棄物の搬出準備を行いますストックヤードの二つの作業場があります。

ストックヤードではコンテナに積み込まれました災害廃棄物をトラックにより仙台貨物ターミナルまで運ばれます。仙台貨物ターミナル駅から貨物列車で東京貨物ターミナル駅まで運び、東京貨物ターミナル駅からは再びトラックで東京都内の清掃工場まで運びます。なお、東京貨物ターミナル駅から主に幹線道路を通り、清掃工場周辺では指定されました搬入経路を通ります。

それでは、現地女川町におけます作業内容と環境対策の説明に入ります。まず仮置き場での作業内容についてです。仮置き場に集められました災害廃棄物を機械で木くずや金属などに選別いたします。その際

に大型の危険物やアスベスト含有物などの有害物を手作業で取り除きます。写真はその様子でございます。

その後、ふるい選別に向け、20センチメートル以上の災害廃棄物と20センチメートル未満の災害廃棄物に分けます。20センチメートル以上の災害廃棄物はさらに手作業により危険物や有害物などを取り除き、その後粗く砕きます。粗く砕いた災害廃棄物と20センチメートル未満の災害廃棄物をそれぞれ廃棄物選別処理施設へ運びます。

仮置き場から運び出されました災害廃棄物は、廃棄物選別処理施設において、まず回転式ふるい機を使いまして土砂をふるい落とします。手選別ラインでコンベアの上を流れております災害廃棄物から手作業により、仮置き場と同様有害物や危険物を取り除き分別いたします。

分別されました木くず、廃プラスチックはそれぞれ破砕機にかけ細かく砕いて所定の場所に保管いたします。不燃物、有害物、危険物は搬出いたしません。その後、清掃工場の受入れ基準に合うものに調整しながらコンテナに積み込みます。

右にございます放射線量率の測定についてですが、こちらは一連の作業の中で放射線量率を3回測定いたします。具体的な内容につきましては後ほど説明いたします。

こちらは選別エリアの手選別ラインでございます。ベルトコンベアに乗って運ばれてくる災害廃棄物を分別し、不燃物や有害物、危険物を取り除きます。この右上の写真にありますのは目視により選別したアスベストの含有物でございます。右下の写真は手選別ラインの空間放射線量率を測定しているところでございます。手選別ラインの周辺では作業1時間ごとに空間放射線量率を測定いたします。空間放射線量率とは1時間当たりその空間にある放射線の量でございます。

こちらは破砕選別後のストックヤードに保管されております災害廃棄物でございます。この左側が木くず、右側が廃プラスチックの写真でございます。コンテナに積み込む前に、各コンテナに入れる災害廃棄物の遮蔽放射線量率を測定いたします。右下の写真がその様子です。

こちらは、コンテナごとにサンプルした廃棄物と計測器を内側に鉛の張った箱の中に入れてまして測定します。この方法によりまして廃棄物そのものの放射線の量を把握することができます。

分別後の災害廃棄物は機密性の高い鉄道貨物コンテナで運びます。コンテナに積み込んだあと、搬出するコンテナ周辺の放射線量率を再度把握するために、こちらの方、コンテナ両側面の空間放射線量率を測定いたします。その後仙台貨物ターミナル駅まで運びます。

ここまで災害廃棄物の分別作業内容と環境対策について説明いたしました。

ここで改めて現地の環境対策についてまとめましたのがこちらの表でございます。現地では法律に基づく資格を有する第三者機関に委託して3回にわたり放射線量率を測定しております。

また、アスベスト等の有害物や危険物等については、先ほど説明したとおり仮置き場及び手選別ラインで手作業により取り除いております。なお、放射線の測定と有害物、危険物の除去につきましては、現地事務所に常駐する公社の職員により監視を行っております。

それでは、ここからお手元に配付いたしました資料3-1をもちまして説明いたします。資料の3-1をご覧くださいと思います。

まず、去年12月に東京二十三区清掃一部事務組合で実施いたしました焼却試験の結果について説明いたします。資料の左上にございますのが大田区にあります大田清掃工場の放射能測定結果を示しております。これは大田清掃工場へ搬出する際に行いました女川町での測定結果です。まず1回目の測定といたしまして選別エリアで1時間ごとに測定しております。その結果、廃棄物の影響を受けない地点でございますバックグラウンドが0.10から0.11マイクロシーベルト/hでございました。選別エリアでは0.09から0.11

マイクロシーベルト/hと廃棄物の影響を受けていないことがわかりました。

また、その次にストックヤードの方の2回目の測定でございます廃棄物からの放射線量率を測定する遮蔽線量率の結果では、0.000 から 0.003 と測定器の誤差の範囲内で、放射線の影響は確認されておりません。

さらに、コンテナの横で測定しております3回目の測定として、廃棄物を積み込んだ後のコンテナ両側面を測定では、平均が0.10 マイクロシーベルト/hと影響がないことが確認されております。

最後に、下にあります放射性物質濃度の測定におきましては、災害廃棄物1キログラム当たり71ベクレルと食品基準100ベクレルを下回るぐらいの低い結果でございました。

それでは、次に資料の右上をご覧くださいませと思います。

この資料の右上は東京二十三区清掃一部事務組合において、大田清掃工場で焼却試験した結果でございます。試験焼却期間は昨年12月13日から14日の2日間、ごみ焼却の混合比率は約19%でした。敷地境界におけます空間線量率は搬入前後の平均値0.08 マイクロシーベルト/hと同じで、災害廃棄物の影響は確認されておりません。また排ガスの放射性物質濃度は検出されませんでした。

放射性物質が凝縮されやすい飛灰におきましては、1キログラム当たり2,440ベクレルでございました。昨年6月から12月までの測定結果、1キログラム当たり2,135から6,530ベクレルと比べてその範囲内でも低いものでございました。

実際に埋立処分されます飛灰処理汚泥につきましては、1キログラム当たり1,537ベクレルと通常どおり埋立処分ができる水準でございました。

次に、そちらの資料の左下をご覧くださいませと思います。

この左下でございますのが品川区にあります品川清掃工場の放射能測定結果でございます。こちらは品川清掃工場へ搬出する際に行いました女川町での測定結果です。まず1回目の測定としましてバックグラウンド、選別エリアともに0.10から0.11マイクロシーベルト、2回目の測定結果は0.000から0.002、3回目の測定結果としては平均が0.09マイクロシーベルト/hで、すべての測定結果で影響がないことが確認されております。また放射性物質濃度は1キログラム当たり57ベクレルでございました。

それでは、次に資料の右下をご覧くださいませと思います。

こちらは、右下にありますのは品川清掃工場で測定した結果でございます。試験焼却期間は12月20日から21日の2日間、ごみ焼却の混合比率は約20%でした。まず敷地境界におけます空間線量率では、搬入前後の平均値0.09マイクロシーベルト/hでした。排ガスの放射性物質濃度は検出されておりません。飛灰1キログラム当たりは1,043ベクレル、昨年6月から12月までの測定結果1キログラム当たり618から2,094ベクレルと比べてその範囲内で低い方でございました。また実際に埋立処分されます飛灰処理汚泥は1キログラム当たり655ベクレルでございました。

このように二つの焼却試験の結果から、東京二十三区清掃一部事務組合では女川町の災害廃棄物を焼却した影響が見られないことを確認され、3月2日から中央区にあります中央清掃工場、3月19日からは江東区にあります新江東清掃工場において本格的な女川町の災害廃棄物の処理を進めております。

それでは、最後にお手元に配付しております資料の3-2をご覧くださいませと思います。

この資料の3-2につきましては、東京二十三区清掃一部事務組合で3月分の受入れ処理の結果を示したものでございます。まず左側に記載しておりますのが被災地女川町で測定いたしました3月分の放射能の測定結果です。1回目の測定結果は、バックグラウンドで0.10から0.12マイクロシーベルト/h、選別エリアで0.09から0.13マイクロシーベルト/hでございました。2回目の測定として、遮蔽線量率にな

りますが、0.000 から 0.003 マイクロシーベルト/h、3回目の測定は、平均が 0.08 マイクロシーベルト/h であって、すべての測定で影響がないことを確認しております。またその下にあります放射性物質濃度は、ストックヤードから今年3月3日に採取したもので、1キログラム当たり 45 ベクレルでございました。

その次に、右側の方をご覧いただければと思います。右側は都内清掃工場の測定結果です。まず中央清掃工場では、敷地境界におけます空間線量率で搬入前、搬入中ともに平均値 0.10 マイクロシーベルト/h でございました。排ガスの放射性物質濃度は不検出、飛灰は1キログラム当たり 894 ベクレル、飛灰処理汚泥は1キログラム当たり 397 ベクレルでございました。

新江東清掃工場では、敷地境界におけます空間線量率は搬入前の平均値 0.08 マイクロシーベルト/h、焼却中の平均値は 0.10 マイクロシーベルト/h でございました。排ガスの放射性物質濃度は検出されておられません。飛灰は1キログラム当たり 2,166 ベクレル、飛灰処理汚泥は1キログラム当たり 1,281 ベクレルでございました。

また、東京二十三区清掃一部事務組合におきましては、4月中に五つの清掃工場で焼却処理を行います。

また最後に、東京都は引き続き放射線量率の測定や、有害物、危険物の除去の監視など現地におけます環境対策を行ってまいります。そしてそれぞれの測定結果を今後とも東京都環境局のホームページで公表していきます。

以上で東京都環境局からの説明を終わります。どうもありがとうございました。

○岩田課長 続きまして、次第の5でございます。

西多摩衛生組合の女川町災害廃棄物受入れ対応につきまして、西多摩衛生組合の島田参事より説明をいたします。

○島田参事 西多摩衛生組合の島田でございます。引き続き座ったままで説明をさせていただきたいと思っております。

恐れ入ります。資料の4をお開き願います。A3の資料の4でございます。

初めに、西多摩衛生組合の環境センターで災害廃棄物の焼却が可能であると判断いたしました検討経過についてご説明をいたします。

西多摩衛生組合といたしましても、災害廃棄物の焼却については安全性の確保が最重要課題であると認識をしております。

資料の1ページの左側上に、8項目の安全確認を順次行いながら、焼却は可能であると判断をいたしました。

まず、災害廃棄物の処理基準といたしましては、広域処理における安全性の考え方や、処理対応等について広域処理の推進ガイドラインが策定されまして、最終的には放射性物質による環境の汚染や人の健康、または生活環境への影響を低減させる具体的な対応方法を定めました放射性物質汚染対処特措法が本年1月に完全施行されているところでございます。当然西多摩衛生組合もこの法律に従いながら女川町の災害廃棄物の処理対応をしていくこととなります。

これと並行して、東京都におきましても女川町の災害廃棄物の受入れをするために、女川町における放射能管理マニュアルが作成されております。西多摩衛生組合といたしましても現地視察を行い、災害廃棄物の分別対応や放射能の管理状況について安全性を確認をしているところでございます。また昨年12月には品川清掃工場での焼却状況を視察いたしまして、災害廃棄物の受入れ体制やごみの攪拌状況及び燃焼管理の技術的な検証を行っているところでございます。そして本年1月には、試験焼却の結果について検証

した結果、組合の通常ごみ焼却時と同様であることを確認をしております。

これらの経過を踏まえまして、組合議会議員の行政視察として、岩手県の災害廃棄物の受入れ処理状況ではございましたが、埋立処分も含めて安全に処理されていることを確認をしているところでございます。

次の項目 2 は、女川町災害廃棄物の安全確認についてまとめたものでございます。安全確認の 1 は現地の分別状況でございます。右側の安全確認の 2 は現地での放射能の管理状況でございます。

恐れ入ります。資料の 2 ページをお開き願います。

安全確認の 3 は、試験焼却の結果をまとめたものでございます。これらについては先ほど東京都からご説明がありましたので省略をさせていただきます。後ほどご参照願えればと思います。

恐れ入ります。3 ページをご覧ください。

項目 3、試験焼却と西多摩衛生組合の通常ごみ焼却時との比較についてご説明をいたします。資料左側上段の表は排ガス、排水、焼却灰中の放射能セシウムの測定結果について、被災地及び東京二十三区一部事務組合で実施いたしました試験焼却時の測定結果を東京二十三区の全施設における通常ごみ焼却時及び西多摩衛生組合の通常ごみ焼却時の測定結果と比較したものでございます。

表の①から③が試験焼却で、④が二十三区の通常ごみ焼却時、⑤が西多摩衛生組合の通常ごみ焼却時の測定結果となっております。ご覧のとおり試験焼却時の排ガス及び排水中のセシウムは不検出となっております。

一番右側の焼却灰中のセシウムについては、女川町が 2,300 ベクレル、大田が 1,537 ベクレル、品川が 655 ベクレルとなっておりますが、組合が搬出しているエコセメント化施設の受入れ基準 8,000 ベクレルを下回った結果となっております。

また、西多摩衛生組合の通常ごみ焼却時の焼却灰のセシウム濃度については、現在まで 8 回測定をしていますが、最低が 328、最高が 1,774 ベクレルとなっております。これらと比較しても同様な出現範囲であるというふうに判断をしているところでございます。

次に、下段の表をご覧ください。この表は排ガス中に含まれる有害物質の測定結果について、試験焼却時と通常ごみ焼却時の結果を比較したものでございます。表の①から③が試験焼却で、④が二十三区の通常ごみ焼却時、⑤が西多摩衛生組合の通常ごみ焼却時の測定結果となっております。

また、表の括弧内の赤い数字は法規制値となっております。そして西多摩衛生組合の欄の括弧内の青い数字については、周辺住民と締結をしております公害防止協定値となっております。ご覧のとおり試験焼却時の測定結果において数値が検出されておりますが、これらの数値を西多摩衛生組合の青い括弧内の公害防止協定値と比較しても、すべて協定値を下回った結果となっております。

また、西多摩衛生組合の通常ごみ焼却時の測定結果と比較いたしましても、有害物質については同様な出現範囲であると判断いたしました。したがって、災害廃棄物を焼却しても公害防止協定値を遵守できるものと判断をしているところでございます。

続きまして、4 ページをご覧ください。

放射性物質を含む廃棄物の焼却処理における排ガス対応については、国の広域処理推進ガイドラインにおいて、バグフィルターの設置によりまして災害廃棄物を安全に焼却できることが確認をされております。

資料下段の図は、災害廃棄物焼却に伴います環境センターにおけます放射性セシウムの流れをまとめたものでございます。まずごみと一緒に混入した放射性物質は、①の焼却炉でごみと一緒に 800 度以上で焼却されます。このときにガス状に変化をしていきます。次に 800 度以上の排ガスをそのままバグフィルターに通すとバグフィルターが焼損してしまいますので、②のガス調温室で水と接触させまして、排ガス温

度を 200 度以下に落します。このときに放射性物質はガス状から粒子状に変化をいたしまして、③になりますが、そのほとんどがダイオキシン対策用として吹き込まれている活性炭や消石灰及び煤塵に吸着されまして、④になりますが、他の有害物質と同様にバグフィルターで完全に捕集され、⑤になりますが、焼却灰に濃縮されて、密閉されたジェットバック車で外部に飛散せずにエコセメント施設に搬出がされます。したがって、焼却施設から外部に放射性物質が飛散することはないということでございます。また煙突での排ガス測定結果についても、現在まで放射性セシウムは不検出となっているところでございます。

資料右側は、西多摩衛生組合で採用していますバグフィルターについてまとめたものでございます。特色といたしましては、たばこの煙も捕集できることから、1 マイクロメートル以下の非常に細かい粒子もほぼ完全に捕集できる性能であること、ろ布の表面がテフロン製の非常に剥離性の高い膜となっているため飛灰が付着しにくいことから、ダスト等が簡単に払い落とせるということが挙げられます。

続きまして、資料の 5 ページをご覧ください。

当組合におけます災害廃棄物の具体的な受入れ対応についてご説明をいたします。まず当組合のごみの受入れ状況でございますが、大きく分けて 2 種類の可燃ごみを搬入しているところでございます。家庭系生活ごみが主成分の一般可燃ごみと、リサイクルセンターから搬入されます木くずや軟質系プラスチックが主成分の選別可燃ごみということでございます。

これらの 2 種類のごみは、中段の図にも示してあるとおり、赤枠の①が選別可燃ごみ専用、緑枠の②が一般可燃ごみ専用として別々に投入がされています。これは燃え方の違う 2 種類のごみを受入れの段階で区分をしまして、少しずつ攪拌、混合させ、安定した燃焼を図るために必要な措置ということになっておりまして、いわゆる攪拌作業と言いまして、清掃工場ではごみ焼却における重要な作業となっているところでございます。

現在の攪拌作業といたしましては、ごみクレーンを使いまして約 3 トンの一般可燃ごみに対しまして①のエリアから約 200 キロから 400 キロ程度の選別可燃ごみをつまみまして、8 ブロックに分かれている②のエリアのブロックごとに移動しまして、ここにかき混ぜて均一にした後、後ろの方の③のスペースに移動させてそのごみを焼却をしているということでございます。

次に、資料右側の 3 項目の選別可燃ごみと災害廃棄物の混合割合についてご説明をいたします。当組合の焼却炉はごみを安定的に焼却するために、焼却ごみの発熱量を 1,100 から 2,800 キロカロリーに設定をしております。このためピット内のごみを攪拌混合しまして設計範囲内の燃料をつくり焼却をしているところでございます。

組合では、過去に高いカロリーの廃棄物を焼却した実績がございまして、経験上から一般可燃ごみに対する混合割合が 15%以下であれば安定的に焼却できることを確認しているところでございます。したがって、混入率が 15%までの受入れをしても問題はないものと判断をしているところでございます。

次に、混合率を 15%にした場合の具体的な受入れ量についてご説明をいたします。まず 4 項目目の現状の混入割合の状況をご説明いたします。表にもありますが、23 年 4 月から 10 カ月間のごみ搬入データを見ますと、一般可燃ごみが 92.8%、選別可燃ごみが 7.2%となっております。

これらを実際に焼却する際のクレーン 1 回のごみ投入分に換算したのが右側の表でございまして、クレーン 1 回のごみ投入分約 3.2 トンに対しまして既に 7%のカロリーの高い選別可燃ごみが混入をしているところでございます。

したがって、混入率を 15%とした場合の災害廃棄物の受入れ余力は 8%ということになるわけでございます。そしてこの余力分の 8%をクレーン 1 回のごみ量に換算したのが矢印の一番下の表になります。

クレーン1回分の災害廃棄物の焼却量といたしましては、全体の3.2トンに対しまして混合率15%の場合は248キログラムの災害廃棄物を混ぜながら焼却をしていくことになります。

次に、資料の6ページをお開き願います。

左側上段に移りますが、1日160トンのごみ焼却をするには、クレーン投入回数は約50回となります。単純計算で先ほどの248キログラムに50を掛けますと、1日当たりの災害廃棄物の焼却量は約12.4トンの焼却が可能というふうになるわけでございます。そしてこれを1カ月当たりの焼却量に換算すると、月約460トンの焼却が可能ということでございます。

次に、6項目目の災害ごみの搬入日数でございますが、通常のごみ搬入日の週5日で月平均22日を予定しているところでございます。したがって、先ほどの月460トンを平均搬入日数22日で割りますと、1日当たり約20トンが搬入量というふうになるわけでございます。これが災害廃棄物の受入れに伴います西多摩衛生組合の基本的な考えでございます。

次に、項目7の当面の対応についてご説明をいたします。ただいま1日20トンの受入れで月460トン焼却をしていく考えであることをご説明いたしましたが、白枠に記載のとおり、災害廃棄物の受入れについては組合としても初めてであることから、ピット内の攪拌作業のマニュアルをつくったり、燃焼状況の確認や有害物質の発生状況を確認しながら焼却をしていく考えでおります。

したがって、これらの項目を確認する期間は、当面混合率を10%で月約165トンの焼却を予定しているところでございます。搬入日についても攪拌スペース等の確認をするため月15日の搬入で、搬入日1日当たり11トンを予定しているところでございます。そしてそこに書いてある4項目ほどの確認をした後、混入率15%で、日量20トンの受け入れをしていく予定でございます。

次に、項目8は災害廃棄物焼却に伴います環境対策でございます。(1)は現在公害防止協定に基づき実施しております環境測定でございますが、当然引き続き測定をいたしてまいります。

(2)は平成24年1月より放射性物質汚染対処特措法が完全施行され、排ガス、放流水、それから焼却灰について、放射性セシウム134と137の2種類について月1回の測定をいたします。また空間線量については週1回組合敷地境界の東西南北の4地点を測定をいたします。

(3)は組合の自主測定でございますが、ごみピット内で攪拌をした焼却直前の投入ごみの空間線量を週1回、また工場内の作業環境として空間線量を月1回測定を行います。これらの測定についてはバックグラウンドデータの状況を把握するために既に測定を実施しています。今後災害廃棄物受入れ後の測定結果と比較することで安全性についての説明データとして活用をしていく考えでございます。

項目9は、受入れ対応について5点ほどにまとめてございます。災害廃棄物の取り扱いは現状の選別可燃ごみと同等とする、2点目は、災害廃棄物の受入れ量は月約460トン、年間5,500トンを想定しております。受入れ日数は月平均22日とし、1日当たりの搬入量は約20トンとなります。なお、当面の焼却対応については10%の混合率といたしまして、攪拌作業の標準化や燃焼状況や有害物質発生状況の確認をしながら、安全確認をしながら、最終的には15%の混合率で焼却をしていく考えでございます。

環境対策については、公害防止協定値及び法規制値を遵守していきます。このような受入れ態勢をすれば構成市町の搬入ごみの焼却及び周辺環境に対しても影響はなく、災害廃棄物の受入れは可能であるという判断をいたしたところでございます。

最後に、項目10の今後の調整ではございますが、受入れ実施に向けての調整事項といたしましては、まず受入れ開始時期については、東京たま広域資源循環組合との調整が必要となると考えています。したがって、循環組合から焼却灰の受入れの承諾の連絡がなければ西多摩衛生組合として実質的な災害廃

棄物の受入れはできないものというふうに考えているところでございます。

また、東京都との調整は搬入経路や搬入量等の調整が必要です。経路については、これは小金井市のときとか、肉骨粉のときもそうなのですが、瑞穂町側を想定しております。今回も品川貨物ターミナルから陸送にて、首都高、中央高速道を経由しまして八王子インターあたりで下りまして、国道16号で瑞穂町を経由して西多摩衛生組合に搬入するのが妥当であるというふうに考えておりますが、今後調整をしていくことになります。また搬入量や搬入日についても先ほどご説明をした内容で調整をしたいというふうに考えているところでございます。

次に、7ページをご覧ください。

これまでの放射性物質の測定結果についてご説明をいたします。まず焼却灰でございますが、右側の表のとおりでございます。表中の一番左側、セシウムの合計欄をご覧ください。一番初めの測定結果は1,774 ベクレルでございましたが、直近の2月の測定結果は445 ベクレルとなっております。セシウム濃度は低下をしているところでございます。

また、放射性ヨウ素につきましては、特措法によりまして事故由来放射性物質から除かれたことから、1月以降は測定はしておりません。

なお、焼却灰の放射性物質の測定については、東京たま広域資源循環組合の指示によりまして、昨年10月から飛灰、乾燥灰ですね。乾燥灰と薬剤処理をした飛灰の2種類について毎月1回の測定を実施しているところでございます。

続きまして、8ページの左上の表をご覧ください。

この表は排ガス中の放射性物質測定結果の一覧となっております。煙突から排出される排ガスの放射性物質の測定結果はすべて不検出でございました。したがって、大気中への影響はないものと判断をしているところでございます。

右上の3の表は、排水中の放射性物質測定結果の一覧となっております。これも測定結果としてはすべて不検出でございました。

続きまして、9ページをご覧ください。

西多摩衛生組合におけます敷地境界の放射線量の測定結果でございます。敷地境界の放射線量の測定につきましては、特措法に基づきまして1月から毎週測定を行っております。結果については、東西南北の92回の測定で時間当たり最小が0.066 マイクロシーベルト、最大が0.091 マイクロシーベルト、平均が0.079 マイクロシーベルトとなっております。

恐れ入ります。10ページ、11ページをご覧ください。

10ページは焼却直前の投入ごみの放射線量の測定結果でございます。毎週実施をしていくことにしております。この放射線量の測定については、羽村・瑞穂両協議会からの測定要請があること、また災害廃棄物受入れ後の維持管理に対する参考データとして活用するため、昨年10月より週1回の測定を実施しております。測定結果としては、22回の測定の平均値といたしまして毎時0.05から0.069 マイクロシーベルトで推移をしているところでございます。

最後に、11ページについてでございますが、これは工場棟内の放射線量を測定しております。結果といたしましては、組合の対策基準値の0.23 マイクロシーベルト以下の結果となっております。今後もバックデータとして毎月1回測定をしていくこととしております。今後災害廃棄物を焼却した場合にも同様な測定をして、焼却前と焼却後と比較していくことで安全性の説明をさせていただきたいと考えているところでございます。

長々と説明となりましたが、大変ありがとうございます。

○岩田課長 以上で説明は終わりにさせていただきます。

引き続き議題の6、質疑応答に入ります。

ご質問等がございましたら挙手をしていただきまして、住所、または町内会名とお名前をお願いいたします。

なお、マイクをお渡しいたしますので、マイクに近づけてお話をいただければと思います。

それでは、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

○質問者

同じ質問なのですが、この災害がれき処理にかかる費用についてなのですが、今現状で大体の、もうここまで話が進んでいる感じなので、品川貨物ターミナルから瑞穂町のがれき処理の施設に運ばれて、多分灰の方は日の出の方のセメント場の方に行くと思うのですが、僕が知りたいのは、品川貨物から運搬をするのは何という会社で、そこにどれぐらいの費用がかかってというのが全部知りたいのですが、この辺を知ることとは可能なのでしょうか。

○岩田課長 ただいまの質問でございますが、災害廃棄物処理の費用についてのご質問でございますが、よろしく願いいたします。

○今井課長（東京都） 被災地の方からの災害廃棄物の運搬につきましては、先ほどのDVDの中で映されたようにJR貨物がコンテナで運搬してきますけれども、品川貨物ターミナルからコンテナをトラックに積み替えてこちらの方に運んで来ますが、こちらの方はJR貨物が第2種貨物利用運送事業者という許可を持ち、貨物ターミナルへの出入りや、運搬する許可事業者はJR貨物が決めます。これから実際にこの西多摩衛生組合へ女川町の災害廃棄物を受入れるというようなことで決まりましたら、東京都環境公社と契約を結んで、その中で料金が決まってくるという形になります。品川貨物ターミナルからの距離ですとか、そういったような要因によって料金は変わってきますので、一律いくらという料金にはなりません。

○質問者 運搬の業者はまだ決まってないのですね。

○今井課長（東京都） まだ決まってないです。

○質問者 それはあとで僕たちがホームページかなんかで。

○今井課長（東京都） 実際にJR貨物の方が、どの運送業者に任せているかという契約の内容になりますので、実際の契約の内容を東京都のホームページに載せるというのはどうなのかなと思いますので、載せる予定ではございません。

○質問者 予算の方は。

○今井課長（東京都） 予算の方は、大体概要は幾らになるかということは、例えばお問い合わせですとか、そういったことでは答えていく予定ですが、必要があれば今後ホームページのQ&A等で載せていきたいと思っております。

○質問者 僕はなぜこの質問をしたかという、やはり。

○今井課長（東京都） この災害廃棄物の広域支援と言いますが、東京都の先ほどの事業フレームがございましたように、被災地の方、これは女川町ですが、宮城県や女川町からの支援の要請を受けて、都の方で支援をしていくということになります。実際に処理手数料も先ほど定められた、西多摩衛生組合の方で定められた手数料で処理をしていく、その費用は被災地が払う、基本的には国の補助が出ますけれども、そういった流れです。ですから定められた処理手数料の中で、その災害廃棄物の処理分を支払うというような形になりますので、そこにもうけですとか、そういったようなことが絡むところはありません。

○質問者 見るということは可能なのでしょうか。

○今井課長（東京都） 先ほどお話のように、それぞれの契約は宮城県と環境公社が契約をして、それと環境公社が今度この西多摩衛生組合さんの方と契約をしていくという契約の内容になりますので、それを東京都のホームページで随時公表していくということはなかなか難しいかなと思っています。実際の東京都の方は全体の事業調整をしていきますので、運搬の経費が大体女川町から都内にきて処理するまで、およそトン当たり幾らぐらいになるのかというようなことはQ&Aで出していけると思います。

○質問者 結果でもいいのですけれども、スタートした場合は結果を載せていくという感じでもいいのですけれども、もしこの費用がスタートしたらその結果は載せていくというお約束をいただければ。

○今井課長（東京都） 契約の内容ですから、相互の契約者や被災地の方に問い合わせですとか、固くいえば情報の公開というような形になってしまうので概算の説明程度になります。

○岩田課長 もし再質問につきましてはまた直接後日にでも願ひできればと思います。今日はちょっと時間的なものもごさいますので。

それでは、ほかにもどなたかいらっしゃいますでしょうか。

○質問者 衛生組合の方が説明してくれた中で、7ページのところに飛灰の放射性セシウム合計という表が出ているのですけれども、これは昨年の7月からずっと測っていてだんだん減ってきているので、これはいい方向にいつているのですけれども、その後ろの方にこの敷地内の境界の線量を測ったのがあるのですけれども、線量は変わってないのに、ほとんど変化はないのにここの放射性セシウムだけが、最初7月には1,700 ぐらいあって、今年の2月はもう400 ぐらいになっているわけですね。

これは最初の7月に多かったというのは、ここに持ち込まれたごみの中にこれだけ入っていたということですよ。ということは我々がなんか食べ物とか食べて、そのごみをこちらに持ってきたために、持ってきた合計が1,700 だったというふうに考えてよろしいのでしょうか。それをちょっとお願いします。

○岩田課長 それでは、セシウムの測定値の質問でございませう。よろしくお願ひします。

○島田参事 7月に1,774 という焼却灰の中のセシウムが検出されています。これも残念ながらこちらの方にも福島事故によりまして放射性セシウムが拡散されているのだろうということを想定しています。

したがって、西多摩エリアのところにも、西多摩衛生組合へ搬入されるのはいわゆる草とか木とか、そういうものですね。それからあと一般家庭の皆さんが食べたあとのちゅう芥類があります。食品は別としてやはり幾つかの放射性セシウムが付着した草とか木等が組合に搬入されまして、それが焼却されて焼却灰に濃縮されたと、こういうふうに我々は理解しているところですよ。

○岩田課長 よろしいのでしょうか。それではほかにもどなたかいらっしゃいますでしょうか。

○質問者 荒井係長にご質問します。まずその前に、皆さまの受入れに対して私は敬意を表します。協力できるところは私の方は協力したいと基本的には考えています。

放射能の基準が、測定値と法定基準値というのが散在しておりまして、幾つかはここに出ているのを教えてください。まず運び出しのところでは、これは資料3-1、運び出しのときは、濃縮する前は遮蔽線量は基準値は0.01 マイクロシーベルト/hだった、これはよろしいですね。

問題は、私大事なのは濃縮された焼却炉なのです。一応法定基準に従ってコンクリート業界の方もキログラム当たり8,000 ベクレルで管理しましょうねということですね。これが空間線量に相当しますと、その後ろに、これは資料11 ページに、工場棟内で測定基準値0.23 マイクロシーベルト/h、これは線量に換算しておりますけれども、ようは放射能の量のベクレルと0.23 マイクロシーベルトという線量はこれがイコール、換算されたものがイコールというふうに考えられているのでしょうか。ようはこれを、要する

にこの値を上回ったら焼却灰として非常に高濃度で基準外である、この基準外のは回避するのでしょうか。それとも我々が受け入れるのでしょうか。

○岩田課長 放射能の基準値の関係でございますので、よろしく願いいたします。

○今井課長（東京都） 埋め立ての 8,000 ベクレルという基準ですけれども、こちらの方は被災地の方で先ほどの濃度測定ですとか放射線量の測定をして、焼却した灰が 8,000 ベクレルにならないようなものの安全性を確認して持ってくるということです。

空間線量自体は空気中の、大気の線量を拾う傾向がございます。

ではなんで空間線量を測っているのかと言いますと、これは工場周辺の空間線量ですけれども、こちらの方はあくまでもその排ガスからの空気中の拡散の影響がないかということを確認しています。そういった意味で工場の敷地境界の空間線量を測っているというような状況でございます。

それと、線量と濃度の相関性ということなのですが、これについては先ほどの一例なのですが、被災地の方の遮蔽線量率を測っています。こちらの方は鉛の箱の中に入れて線量を測る、なるべく物質の、災害廃棄物自体の線量を測りたいということでその中に入れて測っているのですが、実際に今まで被災地の方でいろいろな検体を検査しておりまして、検体を検査している中でその線量と物質の濃度との相関性のデータが出ております。大体可燃性の廃棄物につきましては 0.005 マイクロシーベルト程度以下のものにつきましては 240 ベクレル以下になっているというようなデータがございます。

測定の誤差を考慮し遮蔽線量率を 0.01 マイクロシーベルト以下という基準を設けて、この基準をクリアしたものを持って来ます。被災地の物質の濃度と線量のデータは、これからどんどん積み上がってきますけれども、そういったようなデータを積み重ねていった基準となっております。

ですから、こちらの工場で測る空間線量というのは、あくまでも工場の排ガスの影響や焼却灰の影響があるかどうかということ工場の周辺の線量を測って確認するというところでございます。

○岩田課長 もう 1 点ちょっとご質問だったと思いますが、8,000 ベクレルを超える灰があった場合の返すかどうかというようなことなのですが、

○今井課長（東京都） こちらの方の 8,000 ベクレルを超えるものにつきましては、1月1日から法律が、放射性物質汚染対処特別措置法という法律ができて、8,000 ベクレルを超えるものにつきましては指定廃棄物ということで国の方に申請をして国が処理をするというようなフレームになっております。仮に 8,000 ベクレルを超えたらということですね。

宮城県内の方は、今まで超えた事例というのはございません。仮に東京都内ですと、昨年6月に江戸川清掃工場の方の焼却灰が 8,000 ベクレルを超えているというような事例はありますけれども、宮城県内では今のところございません。

○岩田課長 よろしいでしょうか。それではどなたか別の方いらっしゃいますでしょうか。

○質問者

今ちょっと説明の中で、大気中に出ることの話で、不検出という形で二次的に大気に出ることはないという話をしましたけれども、先ほどから資料を見ていて、ちょっと僕は資料が多すぎて一度に把握ができないので大変なのですが、その中に不検出というのは検出限界値以下のことを全部不検出と言っていると言ったので、まず大気中に出ていないという言い方はおかしいのかなと思ったことと、それから不検出というのは粒子が、先ほどバグフィルターの話で非常に細かい粒子、たばこの煙も捕集する、ほぼ完全に捕集できるという性能と話していましたが、そのときに単位としてマイクロというのを使っていたのですが、僕がいろいろ見た中では焼却をすると流れ出るまで超微粒子化をされるという話を聞いて、

マイクロとナノというのは大きさがまた話が違う大きさになってしまう。その検出の限界値以下というのはその粒子の大きさによって判断をするのか、それとも総量で見ているのかということのもちょっとよくわからなかったのが、気になりました。ちゃんと測れているのかなということと、ちょっとうまくしゃべれないのですけれども、とりあえず僕が調べた中ではそのバグフィルターというのも何社か企業がいろいろつくってはいるようですが、どの企業も放射能を除去することができるとは言い切れません。それから企業としては放射能に対する知見を持っていないため吸着効果、デオライトなどにより吸着させることなどはできるとしても、吸着効率やフィルターの寿命などは不明であり、またフィルター交換時に作業員が被爆をするような形を防ぐような対策もとってはいないというのを僕は調べたのですけれども、それについてちょっと、ちょっと長くなってしまいましたが、教えていただくと。

○岩田課長 そうしますと、今の質問は2点ということで、不検出の関係の内容についての質問と、バグフィルターの性能等の質問ということでよろしいでしょうか。それではよろしく願いいたします。

○今井課長（東京都） 検出限界ということは、あくまでも測定機器がそれ以下ではもう技術的に測れないということです。

○質問者 それ以下というのは原子の大きさを言っているのですか。

○今井課長（東京都） それ以下は測れないので出ているか出てないかわからないということで、それでその粒子の大きさなのですけれども、こちらの資料のところの参考資料のところ、これは二十三区清掃一部事務組合がつくっているものですね。女川町災害廃棄物の清掃工場における受入れ、東京二十三区清掃一部事務組合参考資料1 というものです。こちらの13 ページのところ、これがここに清掃工場におけるバグフィルターの断面図というのがございまして、ここに放射性物質除去の仕組みというのが載っております。

それで、実際に清掃工場ではごみを 800℃から 850℃で焼却をしております。このときに放射性セシウムは沸点を超えていて気化状になっておりまして、その後、次の減温塔というところで温度を急激に下げます。200℃ぐらいに下げます。これによって気化されたものが液体、または固体になっていくということで、そこで煤塵に付着します。煤塵というちりですね。煤塵は大体数十マイクロメートル、それに比べてこのバグフィルターのろ布は1 マイクロメートル以上の粒子を確実に除去できるということで、この性能によってバグフィルター等でほとんど除去ができるというようなこととございます。

さらにバグフィルターだけではなくて、その後の活性炭ですとか、それによって吸着をさせて除去していくというような仕組みとございます。

受入れる清掃工場につきましては、そういった例えば日量 100 トン以上の処理能力、これは廃棄物処理法上でいろいろな規制が最も厳しくなる性能の設備とございます。煤塵等の排出基準値等も厳しくなるところとございますから、そういったような受入れ基準を設けて、その基準を満たす清掃工場を受入れているところとございます。

2点目のメーカーの方も実際に放射性物質が取れるかどうかかわからないというような話だということなのですけれども、この放射性物質の問題というのは都内の清掃工場でも放射性物質が出ているということで、昨年6月以降都内でも問題になりました。メーカー自体は清掃工場の排ガス性能の中で放射能対策をしてきたというような、仕様ですとか、そういった中ではないと思います。

ただ、昨年6月以降都内の清掃工場においてもこの放射能の影響を受けているということで、排ガス等の測定を続けており測定結果は、すでに150 検体ぐらいございます。結果は、すべて不検出になっております。150 検体すべて不検出ということで、そういったことで、実際に放射能に対する対応というのは

してこなかったけれども、結果として今までのダイオキシン対策ですとか、そういった対応が放射能対策になっているということで、その結果が排ガスの放射能濃度、すべて今までの都内の清掃工場、不検出というような結果になっているということです。

○質問者 その不検出というのは先ほどちょっと聞いた、ちょっと僕はそういう難しい言葉だとわかりにくいのですけれども、先ほど言った大きさの問題で検出ができないのですか。それとも量の問題で。

例えばとても微粒子化していて検出ができない、測定ができない状況であっても出ているという状況も考えられるであろうし、そういうふうに小さくなっていたら自分たちで防ぐ方法というのもきつくないのだろうしというのも気になりますし、検出値以下というのをもう出ていないと言い切ってしまうところがすごく気になります。

僕が調べたバグフィルターをつくっているイズミ環境エンジニアリング株式会社というところなどでは、放射能除去というのはちゃんとできていませんと、知見がないから試験もちゃんとできていないと言いきれないということを書いていました。

あと最後にもう一つ、がれき受入れの自治体には処理費用をもちろん払っていただくというほかに、災害復興特別交付税という違うプラスアルファのお金が交付されるという話もちょっと聞いたのですけれども、そういうものを瑞穂町とか西多摩衛生組合さんも受け取るのでしょうか。

○今井課長（東京都） 最初の二つの質問、再度ですけれども、実際にメーカー等は想定はしていなかったのですけれども、昨年の6月からの排ガスの測定結果、これにつきましてはすべての清掃工場、150 検体以上ですけれども、それが不検出ということです。先ほどの不検出というのは、漏れている可能性があるのではないかなということなのですけれども、仮に一定の濃度が出ていたとしても、排ガスの基準値以下のものが出ていたとしても、この当該濃度の放射性物質を含む空気をそのまま摂取したとしても、被曝線量が一般公衆の年間1ミリシーベルト以下になる濃度の基準となっているということです。これはあくまでも仮にですけれども、そういったような基準の上で排ガスの基準値は設けています。

○岩田課長 あと交付金の関係ですか。あと1点。

○今井課長（東京都） ありません。

○岩田課長 よろしいでしょうか。それではほかにどなたかいらっしゃいますか。

○質問者 私の友だちとか仲間の方がたくさんいらっしゃいまして、土への影響とか。

○岩田課長 ただいまのご質問でございますが、不検出に関連しまして土地、農作物等の影響はどうかということですね。それからそれに絡みまして補償の関係ということでご質問でございますが、よろしくお願いたします。

○島田参事 今のご指摘のことはどこの会場でもいろいろ今までありまして、ここで3月26日付けになりますけれども、国の方で「放射性物質の挙動から見た適正な廃棄物処理処分」というような科学データに基づいた国立環境研究所から技術資料が公表されています。

私も正直な話、放射能の専門家ではありません。したがって、先ほども説明したとおり西多摩衛生組合はこういった法律に定められたことに基づいて焼却をしていくこととなります。これが大前提です。この法律を信じられないというふうなことだとまたちょっと話が違ってしまいますけれども、この法律に基づいて我々は対応していきます。

この中にはいろいろデータがありまして、先ほど今井課長の説明もありましたけれども、濃度で測定結果の話も出ました。大体この中でいうと放射性セシウムの合計が足して1以下ならこれは何の問題もないですと、0歳児から70歳になるまでの間、当該濃度の放射性物質を摂取しても生活上の影響はほとんどな

いという見解があります。これは監視基準ですね。これは要するに大気中の監視基準です。これは平成 11 年にそういう専門家の会議で決まったことですね。今回はその大気中の監視基準を、我々でいうと煙突の排出のところの場所で適用になるということで、より厳しくというか、より安全に対応するために大気中の基準を煙突側へもってきたということでございます。

その中で幾つか煙突から排出している排出していないよりも、要するにバグフィルターで 99.99%はもう捕集できるというのはご説明をしました。そこから漏れて、少しでも漏れていくと、微量で拡散するというのが先ほどの男性の指摘だと思いますが、この中ではそういうふうな微量の拡散は、大気中に 10 万倍ぐらいで拡散してしまうこともあるし、万が一、土壤に付着したとしてもほとんど影響がないというようなことであるということ判断基準が示されております。

したがって、我々としては微量の放射性物質が排出するという指摘についても、濃度がやはり大切であろうと、足して 1 を超えるような濃度の場合、これはもうすぐにそれこそ災害廃棄物なんか焼却できないですね。ですから一時止めますけれども、今回の災害廃棄物の焼却に伴い、大気中に影響を与えるような煙突からのセシウムの拡散はないものと判断しています。

それと、健康被害があったらどうするのですかということでしたか。

○質問者 もし万が一ということで、例えば。

○島田参事 一つは、今回の女川町の廃棄物、先ほどより運搬のときから三重もの検査をして安全な物しか入ってきません。西多摩衛生組合の方に。それから西多摩衛生組合の設備的にはバグフィルターのお話もしました。それから清掃工場ですから煤塵の規制も厳しいです。それから粉じん等が外部に飛散するようなことはない施設構造になっています。したがって、どこかの土壤へとか、野菜へとか、そういうふうなところでセシウムが測定されても、西多摩衛生組合の煙突から飛散したものが影響したということはないというふうに考えております。

したがって、これはいろいろ、そういうふうになったときにはいろいろ検査もあるのでしょうかけれども、現実にも今でもう既に福島の方から拡散して、西多摩衛生組合の場合からいくと 1,770 ベクレルぐらいのセシウムが焼却灰から検出されていますから、もう何らかの影響されているのだろうというふうに考えています。

したがって、今回新たに女川町の廃棄物を燃やしたからといって、それが飛散して野菜とか土壤へ付着するようなことは想定はしていません。大変ストレートな答えで申しわけないですが、そういうふうなことはないというふうに判断をしております。

○岩田課長 よろしいでしょうか。それではほかにもどなたかいらっしゃいますか。

○質問者 今までの話はまことにわからない話だと思って、今皆さんの質問の中で出ていますけれども、やはりこの話の中で、ここにいろいろな質問、これは何だと、そんなばかな話を、そういう写真を載せること自体が間違いだと思います。そんなのはみんなが不安を持つのは当たり前だと思うのですよ。やはり役所なら役所らしく、人間が放射能のところで測る、最低でも何メートル以内は近づいてはいけないとかそういうのがあるはずなのです。それがこれは 5 センチのところでは測らなければいけません、長い何かの棒を持って測るとか、そういうふうな指示がなければ、やはり作業員の安全ということを考えたら、やはり皆さんは不安が出てくると思います。

○岩田課長 ご意見ということでよろしいでしょうか。

終了時間も近づいてまいりましたので、あと 2～3 人という形でお願いしたいと思います。

○質問者 意見というか、お願いと質問をさせていただきたいと思います。

お願いに関しましては、瑞穂町の方と西多摩衛生組合さんの方なのですが、住民の安全、この資料だけではわかりません。質問も私たちもいろいろ調べて、検証して、素人なりの誤解や誤報なりあると思うのですね。そういったものを住民がきちんと健全に、健やかに暮らせるように、町や西多摩衛生組合の方が協力してチームをつくるとか、ここに連絡してくださいとか、ホームページ、ホームページと言いますが、パソコンを持ってない方もいらっしゃいます。この地域は電波障害地域です。集合住宅に住んでいらっしゃる方はいまだにISDN回線等、早い速度ではパソコンを操作できません。それで東京都のパソコンにアクセスできない方もいらっしゃいます。

こういうところを、町として受け入れたのであれば、地域住民の方々が安心して暮らせるようなものをきちんとするべきだと思います。本来はそういうものを事前にやるべきことだと思うのですね。この資料の中に。そういうところを今後ちょっと、いろいろ地域で説明されていると思うのですが、そういうところをきちんと正して、後々の瑞穂町の回覧とか、町の便りとか、そういう発刊されているものでも構わないのですが、臨時号でも構わないのですが、地域住民の方に知らしめてください。

あと西多摩衛生組合で働いている従業員の皆さんや、家族の皆さんとか、親戚の方々が不安がっている方もいらっしゃると思います。先ほども指摘のあった写真もちょっとISOに合っていないのかなと素朴に思ってしまうのですが、見る人から見ればちょっと不安になってしまう、不安材料が多いのですね。そういうところの不安を払拭させるような行動をしてください。

もう一つ、質問なのですが、バグフィルターに関してなのですが、これは資料の方で4ページかな。バグフィルターの寿命に関しては③で5年から7年とされていますと入っているのですが、現在の西多摩衛生組合さんで使われているバグフィルターというのは、取り替えたり設置したりとかして今年目になるのでしょうか。ちょっと素人なので、ちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○岩田課長 それでは、今の発言は1点のご要望と、ご質問につきましてはバグフィルターのご質問ということでございます。よろしくお願いいたします。

○島田参事 ご要望については、そのとおりにこれから対応していきたいというふうに考えております。

それと、バグフィルターは今現在、使用しまして3年ぐらいを経過しています。通常は5年、一般的には5年から7年の間に1回取り替えるということになってございまして、3年ぐらい経過していますので、いわゆる560本あるのですが、その中の数本を抜き取りまして、いわゆる物証試験と申しますか、その性能試験をして、確認をしながら対応していくということになっています。今現在3年経過で、5年から7年経過と新規に更新と、こういう考えでございまして。

○岩田課長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、もう一人の方ぐらいいかがでしょうか。どなたかいらっしゃいますか。

○質問者 測定限界については私が変わって説明します。8ページのところに、例えばセシウムでしたら、測定限界は0.063ベクレル以下というのがありますので、ようはないというのはいくら以下であるということですのでよろしいですね。ですからこれは粒子の大きさではなくて放射能の濃度的なもので、これ以下であるというふうに私は感じました。

もう一つ、最後そちらの衛生組合さんの、そちらの方の説明で、年間線量が1ミリシーベルト以下であれば健康には全く障害はないという発言は撤回していただきたい。これは年齢、特に幼児、若い人には影響の度合いが大きくて、規制値として、管理値として1ミリシーベルト以下にすることを目標にするということでありまして、それ以下であれば影響はないという話では違うと思います。ですから先ほどの発

言は修正していただきたい。

ですからなるべく、特に衛生関連の方はやはり農家さんでして、できるだけ少なくすることが目標であって、数値を超えないことが目標ではございませんので、そのところはお間違えないようお願いしたいと思います。

○岩田課長 ご意見ということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかにどなたかいらっしゃいますか。それでは最後に。

○質問者

たまたま私も先週被災地に行く機会があって、現地の人からがれきの状況を言われ、子どもたちが、比較的進んでいる岩手の方でもまだ10年かかるということを説明されました。そういう意味では積極的に受け入れて処理、協力しなければいけないのかなと思っています。

ただその際に、これまでの方もいろいろお話がありましたけれども、やはりもうちょっと例えば情報ははっきりさせてほしいというのが希望です。例えば西多摩衛生組合の場合、測っています、測っていますと言っていますが、その測った数字は我々に知らされているのかどうか、どの程度知らされているのか、私がたまたまあまりよくわからないからいけないのかもしれないけれども、測っていますだけで、それで何かあったならば、それこそ法律の範囲を超えたら止めますという、それだけではちょっとどうなのかなと、先ほどそちらの方からも話がありましたけれども、町にしても、衛生組合にしてもやはりもうちょっと早く、こうした数値であってもやはり年間何回か出される何とかニュースみたいなものだけでちょっと知らせるだけではなくて、やはり事が事ですから、やはりきちんともう少し早く出して不安を取り除く、我々が協力できるような姿勢をやはりつくっていくべきではないのと、今の説明を聞いていても非常に何というか、こうなっていますからこうだと、法律がこうなっていますからこうだという言い方しかなされない。

それは素人だから私も何もそんな、私もそんな物理のことなんかわかりませんが、でもやはり不安は、わからないところで不安であるわけですが、わからないから、法律がこうなっているからこれでいいじゃないかというような態度ではやはりちょっと説明には不十分ではないのかなと、要するに不安そのものも、我々の不安そのものを取り除くような、そういう姿勢は私は今日の説明会ではあまり、数値をいっぱい並べられたただけであって、資料もそろえただけであって、ちょっとやはり疑問が残るなと思っています。

要望として、ぜひこれからは測りますではなくて、測った結果をできるだけ、先ほどそうでもないという、いろいろな使えないとかいろいろな話がありましたから、住民にみんなに不安を抱かせないような方法をやはり考えて周知していただきたいという要望でぜひお願いしたいと思います。

○岩田課長 ありがとうございます。ご要望ということで承っておきますので、よろしくお願いたします。

それでは、終了時間がまいりましたので、以上で質疑の方は、申しわけありませんが、終了させていただきます。

本日は長時間にわたりまして貴重なご意見等多数いただきましてまことにありがとうございます。

これをもちまして宮城県女川町災害廃棄物の受入れに関します住民説明会は終了させていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

午後8時55分 閉会